

第26回和歌山県障害者スポーツ大会実施要項

1 目的

障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者に対する社会の理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 主催

和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会

3 主管

和歌山県障害者スポーツ協会

4 後援予定（順不同）

和歌山市、和歌山県教育委員会、和歌山県市長会、和歌山県町村会、和歌山県市議会議長会

和歌山県町村議會議長会、（公社）和歌山県スポーツ協会、日本赤十字社和歌山県支部

（社福）和歌山県社会福祉協議会、（社福）和歌山県福祉事業団、（社福）和歌山県共同募金会

（社福）和遊協社会福祉事業協力会、（一財）和歌山陸上競技協会、（一社）和歌山県水泳連盟

和歌山県アーチェリー協会、（一社）和歌山県卓球協会、和歌山県障害者フライングディスク協会

和歌山県ボウリング連盟、和歌山県障害者スポーツ指導者協議会、和歌山県レクリエーション協会

NHK和歌山放送局、（株）テレビ和歌山、（株）和歌山放送、朝日新聞和歌山総局

毎日新聞和歌山支局、読売新聞和歌山支局、産経新聞社、わかやま新報、ニュース和歌山（株）

5 開催期日及び会場

開会式	開催期日	時間		会場
	令和8年 5月17日（日）	受付	9：30～10：00	
		開始	10：30～	紀三井寺公園陸上競技場
競技	開催期日	時間		会場
陸上競技	令和8年 5月17日（日）	競技開始	12：30～	紀三井寺公園陸上競技場
アーチェリー	令和8年 5月24日（日）	受付	12：30～	和歌山県障害児者 サポートセンター アーチェリー場
卓球 (一般卓球) (サウンドテーブルテニス)	令和8年 5月24日（日）	開始式	13：00～	和歌山県障害児者 サポートセンター
		競技開始	13：30～	体育館・多目的ホール
水泳	令和8年 6月7日（日）	受付	12：00～	秋葉山公園県民水泳場
		ウォームアップ	13：00～	
		開始式	13：45～	
		競技開始	14：00～	
ボウリング	令和8年 6月7日（日）	受付	9：30～	和歌山グランドボウル
ポッチャ	令和8年 6月14日（日）	開始式	10：00～	和歌山県障害児者 サポートセンター
		競技開始	10：15～	体育館
フライングディスク	令和8年 9月27日（日）	受付	12：30～	紀三井寺公園陸上競技場
		開始式	13：00～	
		競技開始	13：30～	

6 参加資格

- (1) 和歌山県内に住所を有する者又は県内に所在を有する施設等に入所・通所・通学をしている者。
- (2) 令和8年4月1日現在、13歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者。
- (3) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ただし、内部障害の手帳を所持している者は、ぼうこう・直腸機能障害者に限る。
- (4) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者（※）。
- ※「その取得の対象に準ずる障害」は、以下のいずれかの資料により判断するので、添付のうえ申し込むこと。
- ・児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し
 - ・在籍（在学、通所、入所）または卒業（退所）先の所属長による証明書（書式不問）
- (5) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、「自立支援医療（精神通院）受給者証」取得者。
- (6) (3)～(5)の参加資格を有する者で、心臓機能障害・呼吸器障害など他の内部障害がある者は医師の証明を必要とする。

7 競技規則及び競技役員等について

全国障害者スポーツ大会競技規則及び第26回和歌山県障害者スポーツ大会申し合わせ事項によるものとする。

競技の運営については、下記の者で行うこととする。

- （一財）和歌山陸上競技協会、（一社）和歌山県水泳連盟、和歌山県アーチェリー協会
- （一社）和歌山県卓球協会、和歌山県障害者フライングディスク協会
- 和歌山県ボウリング連盟、和歌山県障害者スポーツ指導者協議会
- 和歌山県障害者スポーツ協会

8 競技・種目及び障害区分、年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分・年齢区分は、和歌山県障害者スポーツ大会競技・種目表（別紙I）及び和歌山県障害者スポーツ大会障害区分表（別紙II）のとおりとする。
- (2) 競技の組合せは、主催者において決定するものとする。
- (3) 陸上競技・水泳のリレーは男女混合（最低1名は異性をいれなければならない）で行い、年齢区分を設けない。
- (4) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害・年齢区分の選手と同時に競技を行うことがあるが順位の決定及び表彰は障害・年齢区分別に行う。

9 参加制限

- (1) 陸上競技の4×100mリレーに参加する者は、他に1種目申し込むことができる。
- (2) 水泳に参加する者は、2種目申し込むことができる。
- (3) フライングディスクに参加する者は、アクセラーシー競技とディスタンス競技の両方を申し込むことができる。

10 参加申込方法

参加を希望する者は、各々が在籍する市町村又は施設、学校を通じて申し込むこと。

町村及び施設は、管轄の振興局又は市役所へ参加申込書及び選手団名簿（個表1及び2）を提出すること。

市役所、振興局及び学校は、参加申込書に選手団名簿（総括表並びに個表1及び2）を取りまとめのうえ、令和8年3月25日（水）までに

和歌山県障害者スポーツ協会（〒641-0014 和歌山市毛見1437-218）へ提出するものとする。

※提出期限までに申し込みができない場合は、事前にご相談ください。

1 1 表彰

各競技の組毎に1位～3位までメダルを授与する。その他の選手には敢闘賞を贈る。

表彰は、各競技種目の終了後に順次行うものとする。ただし、卓球競技については、試合の状況に応じて適宜、行うものとする。

1 2 異議の申し立て

- (1) 選手の資格及び組合せについての異議の申し立ては認めない。
- (2) 競技進行中に起きた選手の行為あるいは順位の決定について異議のある場合は、当該選手が所属する選手団の代表者が文書又は口頭により審判長にその旨を申し出ることができる。当該申し立てに対しては、審判長が判断し、その判定は最終とする。

なお、申し出ができるのは、その種目が終了後30分以内とする。

1 3 態度決定及び実施本部

(1) 態度決定時の判断について

- ①下表に記載した態度決定日時において、競技開催地に大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が発令されている場合、原則として大会は開催しない。
- ②態度決定日時において県内に津波警報が発令されている場合、大会は開催しない。
- ③陸上競技（開会式を含む）、アーチェリー、フライングディスクについては、下表に定める態度決定日時の時点で雷注意報が発令されている場合は、主催者において態度決定について協議し決定するものとする。
- ④陸上競技（開会式を含む）については、当日、以下の方法で周知を行う。
 - ・和歌山放送で5時59分と6時59分に態度決定を放送。
 - ・テレビ和歌山で6時00分～6時30分の間に数回文字テロップを放送。
- ⑤その他、不測の事態が発生した場合は、主催者において協議し決定。
- ⑥態度決定については、県障害者スポーツ協会のホームページまたは下表に記載している実施本部で確認すること。

競技	態度決定日時	実施本部	
開会式・陸上競技	5月17日（日） 5：00	和歌山県障害児者サポートセンター (073-445-7314)	5:00～9:00
		紀三井寺公園陸上競技場 (073-444-7565)	9:00～17:00
アーチェリー	5月24日（日） 8：00	和歌山県障害児者サポートセンター (073-445-7314)	8:00～17:00
卓球	5月24日（日） 8：00	和歌山県障害児者サポートセンター (073-445-7314)	8:00～17:00
水泳	6月7日（日） 8：00	和歌山県障害児者サポートセンター (073-445-7314)	8:00～12:00
		秋葉山公園県民水泳場 (073-445-7300)	12:00～17:00
ボウリング	6月7日（日） 5：00	和歌山県障害児者サポートセンター (073-445-7314)	5:00～9:00
		和歌山グランドボウル (073-451-4161)	9:00～17:00
ボッチャ	6月14日（日） 8：00	和歌山県障害児者サポートセンター (073-445-7314)	8:00～17:00
フライングディスク	9月27日（日） 5：00	和歌山県障害児者サポートセンター (073-445-7314)	5:00～9:00
		紀三井寺公園陸上競技場 (073-444-7565)	9:00～17:00

県障害者スポーツ協会のホームページ：<https://wssk.jp/>



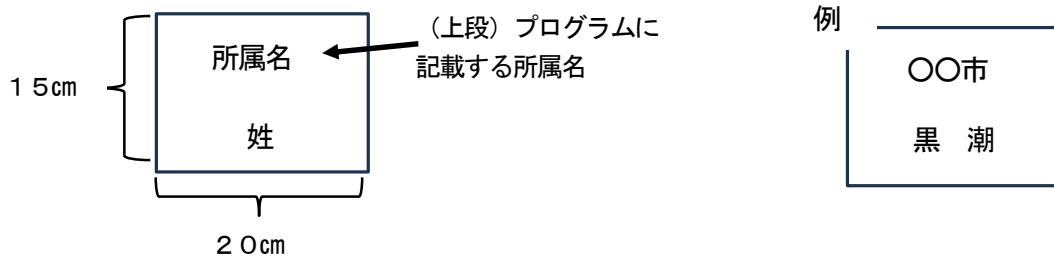
(2) 競技開催中の中止あるいは続行の判断について

競技開始後（1）の①に記載する警報及び雷注意報が発令されたとき、あるいは不測の事態が発生した場合の中止あるいは続行の判断については、主催者及び競技委員長において協議の上、決定する。

14 ゼッケン

布製で縦15cm、横20cmのものに、プログラムに記載する所属名（団体または施設名）及び姓を明記したものを用意すること。

競技	ゼッケン	備考
陸上競技・フライングディスク・ボウリング・ボッチャ	胸及び背部	※車いす使用者は車いすの背部
卓球・アーチェリー	背部	※車いす使用者は車いすの背部
水泳	なし	



15 留意事項

- (1) 服装は、競技に適したものであること。
- (2) 運動靴・タオルその他必要品は各自持参すること。

(3) 陸上競技

- ・スパイクシューズは使用できるものとするが、使用するスパイクシューズは全天候型とし、ピンの長さは9mm以内とする。ただし、ソフトボール投及びジャベリックスローについては12mm以内とする。ただし、靴底の厚さの規定は適用しない。
- ・伴走者はビブスをつけること。(大会当日、貸出可能)
- ・障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着すること。
- ・競走競技のスタートコールは、イングリッシュコールで行う。
- ・50mについてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合スターティング・ブロックを使用することはできない。
- ・50m競走で使用する車いすは、日常生活用で使用している車いすとする。
- ・競走競技及び跳躍競技における杖、歩行器の使用は認めない。
- ・車いすで100m以上の競走競技に出場する場合は、ヘルメットを着用すること。
- ・4×100mリレーに参加する者の所属は問わないが、申込書にチーム名を必ず記入すること。

(4) 水泳

- ・障害区分23は光を通さないゴーグルを装着すること。
- ・自由形、平泳ぎ、バタフライ、4×50mフリーリレーのスタートは台上、台の横からの飛び込み、または水中スタートを選択できる。
- ・リレーに参加する者の所属は問わないが、申込書にチーム名を必ず記入すること。

(5) アーチェリー

- ・使用する弓矢は各自持参すること。
- ・競技経験を有する者のみの参加とし、競技団体登録等の証明を添付すること。また、各種目において36射150点以上の者とする。

(6) 卓球

- ・各自ラケットを持参すること。
- ・原則としてリーグ方式によって行うものとする。
- ・障害区分15は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着すること。

(7) フライングディスク

- ・アキュラシー競技の試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分とする。5分をこえた試技は無効とする。
- ・ディスタンス競技の試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから3分とする。3分をこえた試技は無効とする。

(8) ボッチャ

- ・個人戦とする。

(9) ボウリング

- ・補助具を使用することはできない。
- ・参加申し込み人数により2シフト制で開催する場合がある(2シフト制で開催する場合の受付、競技開始などの時間は追って連絡する)。
- ・デュアルレーン(アメリカン)方式で行うものとする。

(10) 介助

- ・介助を要する者は、介助者を各自で用意すること。
- ・競技場には介助を事前に申し込んでいる選手の介助者のみ入場することができる。なお、介助者は選手の誘導のみとし、選手が有利になる行為を行った場合、当該選手は失格とする。

1 6 全国障害者スポーツ大会出場選手の選考

(1) 本大会は、全国障害者スポーツ大会へ派遣する本県代表選手の選考会を兼ねる。

陸上競技・水泳・アーチェリー 卓球・ボッチャ・ボウリング	青の煌めき あおもり障スポ 第25回全国障害者スポーツ大会 派遣選手選考 (令和8年10月23日～26日開催)
フライングディスク	紡ぐ感動 神話となれ 日本のひなた宮崎障スポ 第26回全国障害者スポーツ大会 派遣選手選考 (令和9年10月23日～25日開催)

※派遣日程は、大会会期の前後を含め、5泊6日の予定

- (2) 全国大会に出場を希望する選手は、申込書の「その他」の欄で意思表示をすること。
- (3) 全国大会出場選手は、6月中旬に開催予定の「全国障害者スポーツ大会和歌山県選手選考委員会」(仮称)において、出場希望選手で全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に定める条件を満たしている者の中から選出する。
- (4) 選手に対しては、6月30日(火)までに選手団(郡・市・学校)を通じて本県代表選手として選出された旨連絡する。連絡は、出場が決定した選手のみに行う。従って同日までに連絡がなかった選手は、代表選手として選出されなかったものとする。

1 7 報道

当大会参加選手は、氏名、容姿、声及び言葉などがテレビ、ラジオ、新聞、雑誌及びその他のマスコミに用いられることに同意し、障害者スポーツ大会の目的と活動をより広く知らせることに役立つよう協力すること。また、競技プログラムや主催者ホームページにおける大会報告等に、障害区分(重複障害含む)、年齢区分、競技中の写真等の掲載、及び主催者によるSNSでの競技中の写真等の掲載を行う場合があるので、あらかじめ了承のうえ申し込むこと。

なお、全国障害者スポーツ大会に選出された場合も同様となるため、了承のうえ申し込むこと。

1 8 健康・安全管理・その他

- (1) 健康面においては各参加選手が医師の診断を受けるなどし、自己の責任において健康と安全に十分に留意すること。
- (2) スポーツ傷害保険は、主催者側で加入する。また、主催者は事故に対する応急処置はするが、その後の責任を負わない。
- (3) 駐車場内で発生した事故・盗難等について、主催者は一切責任を負わない。
- (4) 大会運営にかかるボランティアは、16歳(高校生)以上とする。

(別紙I) 和歌山県障害者スポーツ大会競技・種目表

身体障害者 1部39歳以下・2部40歳以上 知的障害者 少年(19歳以下) 青年(20~35歳以下) 壮年(36歳以上)

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

障害区分 種目	肢 1									肢 2						肢 3							肢4	視	聴	知	内				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
100m	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	※4	◎	◎	※4				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
200m												※4	◎	◎	※4				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
400m																												◎			
800m												※4	◎	◎	※4				◎						◎	◎	◎	◎	◎		
1500m		◎	※4									※4	◎	◎	※4				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
スラローム									◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎				◎								
走高跳		▲	▲																							▲	▲	▲			
立幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
走幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
砲丸投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
ソフトボール投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
ジャベリックスロー	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
ピーンバック投									◎	◎						◎	◎							◎							
4×100mリレー																														△	

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※4 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※5 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

※6 視覚障害者の競走競技で伴走者ありの場合は、ひも等を必ずもつこととする。

2. 水泳

身体障害者 ◎男女1部・2部 ○男女1部 ●男女2部

知的障害者 ◎男子・女子(3年齢区分) ★男女混合

障害区分 種目	肢 1												肢 2						肢 3							肢4	視	聴	知	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26				
自由形	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
背泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
平泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
バタフライ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4×50mリレー																												★		
4×50mメドレーリレー																													★	

※1 リレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

3. アーチェリー

肢体不自由者、聴覚障害者、内部障害者は各障害区分別、男女別に、50m・30mラウンド、30mダブルラウンドを実施する。ただし、各種目において36射で150点以上の点数を獲得できる者。

4. 卓球

- 1 肢体不自由者、聴覚障害者、知的障害者は各障害区分別、男女別、年齢区分別、精神障害者は男女別に実施する。
- 2 視覚障害者は、視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で競技を区分する。アイマスク有りはサウンドテーブルテニスに、アイマスク無しは一般卓球に出場ができる。

5. フライングディスク

- 1 アキュラシーは、肢体不自由者・視覚障害者・聴覚障害者・内部障害者と知的障害者が各障害区分別、男女別にディスリート・ファイブ(5m)、ディスリート・セブン(7m)を実施する。
- 2 ディスタンスの立位は、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者と知的障害者が各障害区分別、男女別に実施し、座位は男女別で実施する。

6. ポッチャ

肢体不自由者の競技とし、実施する。

	肢 体									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
立位	◎							◎		
座位		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

7. ボウリング

知的障害者のみの競技とし、男女別、年齢区分別に実施する。

(別紙Ⅱ) 和歌山県障害者スポーツ大会障害区分表

2-1

1 陸上競技

2 水泳

4 卓球

肢体不自由者Ⅰ 〈切断・機能障害者〉

- 1 手部切断、片前腕切断、片上肢不完全、片上腕切断、片上肢完全
- 2 両前腕切断、片前腕・片上腕切断、両上肢不完全
- 3 両上腕切断、両上肢完全
- 4 両前腕切断、両上肢不完全
- 5 両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断
- 6 片下腿切断、片下肢不完全
- 7 片大腿切断、片下肢完全
- 8 両大腿切断、両下肢完全
- 9 体幹※

- 1 手部切断
- 2 片前腕切断、片上肢不完全
- 3 片上腕切断、片上肢完全
- 4 両前腕切断、両上肢不完全
- 5 両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断
- 6 片下腿切断、片下肢不完全
- 7 片大腿切断、片下肢完全
- 8 両下腿切断、両下肢不完全
- 9 両大腿切断、両下肢完全、片下腿・片大腿切断
- 10 片上肢切断・片下肢切断、片上肢不完全・片下肢不完全
- 11 多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全
- 12 体幹※

- 1 片上肢障害
- 2 両上肢障害
- 3 片下腿切断、片下肢不完全
- 4 片大腿切断、両下腿切断、片下肢完全、両下肢不完全
- 5 両大腿切断、両下肢完全 [片下腿・片大腿切断]
- 6 体幹※

肢体不自由者Ⅱ 〈脳原性麻痺以外の車いす使用者〉

- 10 第6頸髄まで残存
- 11 第7頸髄まで残存
- 12 第8頸髄まで残存
- 13 下肢麻痺で座位バランスなし
- 14 下肢麻痺で座位バランスあり
- 15 その他車いす

- 13 第7頸髄まで残存
- 14 第8頸髄まで残存
- 15 下肢麻痺で座位バランスなし
- 16 下肢麻痺で座位バランスあり

- 7 第8頸髄まで残存
- 8 座位バランスなし
- 9 その他の車いす

肢体不自由者Ⅲ 〈脳原性麻痺者〉

- 16 四肢麻痺で車いす使用
- 17 けって移動
- 18 上下肢で車いす使用
- 19 上肢で車いす使用
- 20 その他走不能
- 21 上肢に不随意運動を伴う走可能
- 22 その他走可能

- 17 四肢麻痺(車いす常用)
上肢に著しい不随意運動を伴う走不能
- 18 両下肢麻痺
上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能
- 19 片側障害で片上肢機能全廃
- 20 その他の片側障害で走不能
- 21 その他

- 10 車いす使用
- 11 杖・松葉杖使用
- 12 上肢に不随意運動あり
- 13 上肢に不随意運動なし
- 14 片側障害

肢体不自由者Ⅳ

23 電動車いす常用

22 浮具使用

視覚障害者

- 24 視力0から0.01まで
- 25 その他の視覚障害

- 23 視力0から0.01まで
- 24 その他の視覚障害

- 15 アイマスク有り
- 16 アイマスク無し

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

26 聴覚障害

25 聴覚障害

17 聴覚障害

知的障害者

27 知的障害

26 知的障害

18 知的障害

内部障害者

28 ぼうこう又は直腸機能障害

3 アーチェリー

肢体不自由者(脳原性麻痺以外の車いす常用)

- 1 第8頸髄まで残存
- 2 その他の車いす

肢体不自由者(切断・機能障害者)

- 3 上肢障害
- 4 下肢障害(椅子、車いす使用を含む)
- 5 体幹※

肢体不自由者(脳原性麻痺者)

- 6 脳原性麻痺

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

- 7 聴覚障害

内部障害者

- 8 ぼうこう又は直腸機能障害

5 フライングディスク

- 1 肢体不自由者
- 2 視覚障害
- 3 聴覚障害
- 4 知的障害
- 5 内部障害
(ぼうこう又は直腸機能障害)

次ページ

7 ボウリング

- 1 知的障害

6 ポッチャ

【※注】 体幹とは、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等)による体幹の障害が該当する。
四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があつてもこの区分には該当しない。

6ボッチャ

肢体不自由の方のうち、下記の障害区分の方が出場できます。

競技スタイルと障害区分を確認してください

		区分番号	障害区分	解説	競技スタイル	
					立位	座位
1	切断・機能障害	1	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者	◎	
			両下肢完全で立位	脳原性麻痺以外で下肢の3大関節(股・膝・足関節)全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者		
			両上肢不完全および両下肢不完全	上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股、膝、足関節）のうち、1または2関節に機能障害がある者		
2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存	肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）	◎	
		3	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）	◎	
		4	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）	◎	
		5	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者	◎	
		6	四肢麻痺で車いす常用	脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者	◎	
3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	7	けって移動	脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者	◎	
		8	片上下肢で車いす常用、または使用	脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者	◎	
		9	その他走不能	脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	◎	
		10	電動車いす常用	脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いすを使用している者	◎	

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 座位で競技する選手（区分2～8及び10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタント1名つけることができる。ランプ使用者にはランプオペレーター1名つけることができる。両方が必要な場合は、選手1名につきそれぞれ1名を認める。

※ 脳性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で、上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

〈参考〉障害区分の解説

■肢体不自由 1

障害区分名			解説
切断または機能障害	上肢	切断	手部
			片側および両側の手部切断
			片前腕
			手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
		機能障害	片上腕
			肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
	立位	下肢	両前腕
			両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			両上腕
			両上腕の切断者
	機能障害	切断	片前腕および片上腕
			片前腕の切断および片上腕の切断者
			片上肢不完全
			片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
		機能障害	片上肢完全
			片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			両上肢不完全
			両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			両上肢完全
			両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	上下肢	切断	片下腿
			片足部の切断を含む片下腿の切断者
			片大腿
			膝関節の離断を含む片大腿の切断者
		機能障害	両下腿
			両側の下腿の切断者
			両大腿
			両側の大腿の切断者
		機能障害	片下腿および片大腿
			片下腿の切断および片大腿の切断者
			片下肢不完全
			片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
		機能障害	片下肢完全
			片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
			両下肢不完全
			片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
		上下肢	両下肢完全
			両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
			片上肢および片下肢
			片上肢の切断および片下肢の切断者
		機能障害	多肢切断
			三肢以上の切断者
			片上肢不完全および片下肢不完全
			片上肢不完全および片下肢不完全の者
		機能障害	片上肢完全および片下肢完全
			片上肢完全および片下肢完全の者
		上下肢	両上肢不完全および両下肢不完全
			両上肢不完全および両下肢不完全の者
	体幹	体幹	頸部・胸部・腹部および腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）【注 1】

【注 1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由 2

脊髄損傷等	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第 6 頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
		第 7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
		第 8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注 2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	
		その他の車いす（陸上競技）	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
		多肢切断（ボッチャ）	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
水泳	脊髄損傷等（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ボリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。）	第 7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
		第 8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注 2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	
		座位バランスのある脊髄損傷者等	【注 3】

【注 2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注 3】(水泳) 下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由 3

脳原性 麻痺 <small>(脳性 麻痺、 脳血管 疾患、 脳外 傷等)</small>	陸上競技 ・ボッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上競技）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			四肢麻痺で車いす常用、または使用（ボッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
		けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者	
		片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者	
		上肢で車いす使用（陸上競技）	上肢による車いす使用者【注 4】	
		その他走不能（陸上競技）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
		その他走不能（ボッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
		立位	上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上競技）	目的動作に障害のため上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いて走ることが可能な者
			その他走可能（陸上競技）	【注 5】
		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者	
	水泳		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢のストローク動作も走ることも両方が不可能な者
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
		立位	杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
			上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注 4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるもののはこの区分に該当する。

【注 5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いて走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

■肢体不自由 4

その他	電動車いす常用（陸上競技）	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	電動車いす常用（ボッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮具を使用する者

■視覚障害

視覚障害	視力 0 から 0.01 まで	【注 6】【注 7】
	その他の視覚障害	

【注 6】視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力 0、指數弁は視力 0.01 とする。

【注 7】矯正後の良い方の視力が 0.02 以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく 機能障害	聴覚障害	区分しない
----------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------